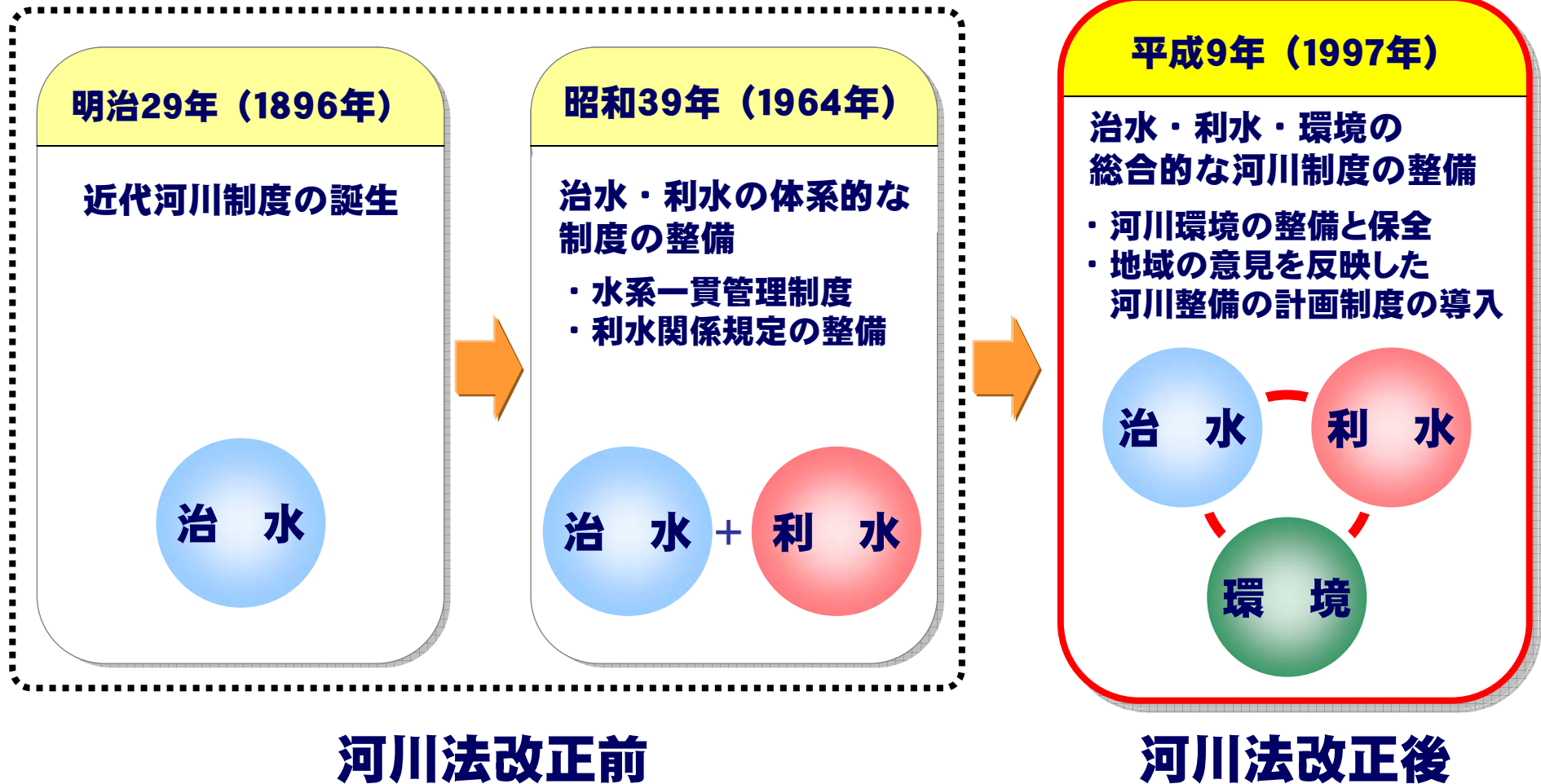


資料 2

尻別川水系河川整備計画策定の流れ



新旧計画制度の比較

旧制度

工事实施基本計画

内容 ⇒ 基本方針、基本高水
計画高水流量等主な河川工事の内容

工事实施基本計画
の案の作成

意見

河川審議会
(一級水系)

工事实施基本計画
の決定

河川工事

新制度

河川整備基本方針

内容 ⇒ 基本方針、
基本高水、計画高水流量等

河川整備基本方針
の案の作成

意見

社会資本整備
審議会
(一級水系)
都道府県河川
審議会
(二級水系)

河川整備基本方針
の決定・公表

都道府県河川審議会
がある場合

河川整備計画

内容 ⇒ 河川整備の目標
河川工事、河川の維持の内容

原案

意見

学識経験者

河川整備計画
の案の策定

公聴会の開催等による
住民意見の反映

意見

地方公共団体の長

河川整備計画
の策定・公表

河川工事、
河川の維持

(河川整備基本方針に定める事項：河川法施行令)

第十条の二 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 二 河川の整備の基本となるべき事項
 - イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）
並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
 - ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 - ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

(河川整備計画に定める事項：河川法施行令)

第十条の三 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川整備の実施に関する事項
 - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により
設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

尻別川水系河川整備計画の策定までの流れ

